

館内飲食営業 業務受託事業者募集要項

令和元(2019)年10月 公益財団法人札幌市芸術文化財団

1. はじめに

札幌市教育文化会館は、札幌市における教育及び芸術活動の中心的施設として、昭和52(1977)年に 開館しました。大迫り・小迫り、オーケストラピットなど高度な舞台機構を有する1,100席の大ホールと、360 席の小ホールをはじめ、各種研修室、練習・リハーサル室、ギャラリーなどを有しています。

音楽、舞踊、演劇などの制作・発表の場として、また、研修会や会議など多様に利用されているほか、舞台芸術を中心とした主催事業を行っています。

このたび、来館者の皆様により一層満足していただけるよう、館内における飲食の営業事業者を募集いたします。

2. 募集案件

札幌市教育文化会館内における飲食営業 業務委託 (札幌市中央区北1条西13丁目)

3. 施設設置者

札幌市

4. 施設管理•運営主体

公益財団法人札幌市芸術文化財団(指定管理者)

5. 施設概要

(1) 施設利用時間

午前9時から午後9時まで(開館は午前8時30分、閉館は午後9時)

(2)休館日

第2・第4月曜日(祝日の場合は翌日)及び、年末・年始(12月29日から翌年1月3日まで)。 ※臨時に休館・開館する場合もあります。

- (3)館内施設(主なもの)
 - ア. 大ホール(1, 100席)
 - イ. 小ホール(360席)
 - ウ. 地階…リハーサル室2室、練習室2室、機械室(中央監視室)
 - エ. 1階…市民ロビー、案内・プレイガイド、防災センター
 - オ. 2階…会館事務室、軽食・喫茶営業スペース、札幌文化団体協議会事務局(別棟)
 - カ. 3階…研修室5室、控室2室
 - キ. 4階…研修室3室、講堂、ギャラリー、控室1室
- (4)年間来館者数・ホール利用率(利用実績参考資料)

札幌市教育文化会館は、官公庁や歴史・文化の薫り高いエリアの交通至便な立地にあり、年間を通じて幅 広い層の方が多数来館しております。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大ホール利用率	84. 2%	81. 9%	78. 3%	81.0%
小ホール利用率	84. 2%	82. 1%	82. 4%	78.8%
研修室等利用率(平均)	73. 8%	71. 3%	71. 5%	73. 3%
総入場者数	659, 451人	561, 582人	481,727人	587, 577人

(5)会館内勤務職員数

会館事務室常勤…約30人 受託事業者…約15人

6. 募集営業施設概要

(1) 飲食営業

札幌市教育文化会館2階(軽食・喫茶等営業スペース)

- ア. 面積:77. 7㎡(①厨房、②食品倉庫、③従業員控室を含む)
- イ. 客席部分(約74席)については、飲食物の持ち込みや飲食以外も可能なフリースペースとして開放します。
- (2) 営業スペース内に設置の飲料等の自動販売機の運営管理をすることも可能です。

7. 営業形態

公益財団法人札幌市芸術文化財団(以下「委託者」という。)と営業を希望する者(以下「受託者」という。) との間で、「札幌市教育文化会館内飲食営業業務委託」契約を締結します。

業態については、和食、洋食、中華、イタリアンなどのカテゴリや、カレー、ラーメン、うどん・そば、カフェなど、ジャンルを絞った展開なども可能です。

営業スペース内の自動販売機(3台)の運営管理については本契約には含まず、別途自動販売機設置に 係る覚書を交わします。ベンダーから支払われる販売手数料については、受託者に帰します。

なお、自販機の契約を除き、他の経営者等への再委託はできません。

(1) 営業日

原則として毎日(但し、第2・第4月曜日(祝日の場合は翌日)及び、年末・年始(12月29日から翌年1月3日までは休館日のため営業出来ません。)また、臨時に休館・開館する場合もあります。なお、従業員の福利厚生や会館の催しがない場合は、双方協議により休業日を設定することが可能です。)

(2) 営業時間

午前11時から午後7時までがコアタイムとなりますが、施設の利用状況及びホール等の開演時間によっては、双方協議により営業時間を設定することができます。また、施設のエントランス開放は午前8時30分となりますので、早い時間帯からの営業も可能です。

(3)貸館利用者への営業対応

貸室へのケータリングサービス、営業スペースを使っての打ち上げ、懇親会等への対応、団体・グループ客への特別メニューの提供を可能な範囲で行っていただけるようお願いいたします。

(4) 主催事業、イベント等への協力

札幌市教育文化会館指定管理者(公益財団法人札幌市芸術文化財団)の主催事業、関連事業開催に伴い、特別メニューの提供、状況に応じて主催事業への参加、教文ホールメイト会員への割引や特典付与を行っていただきます。

- (5)店舗のPRを目的とする場合に限り、教育文化会館施設以外へのケータリングなど、外部営業のために店舗施設を使用することができます。(事前に委託者との協議が必要です。
- (6)報告

経営にあたり、契約書に基づき別に定める事項についての報告をお願いしています。

8. 契約期間(営業開始準備期間を含む

契約締結日から2020年3月31日まで(協議によります)。

委託者、受託者双方から契約期間満了日の60日前までに解約の申し出がない場合は、本契約は年度毎に自動更新するものとし、以後この例によります。

なお、2022年度~2023年度のうち約1か年間は会館の改修工事が行われる予定があるため、営業する ことが出来ない見込みです。(改修工事後は双方協議のうえ、引き続き営業継続となります)

9. 営業開始日

双方協議で決定しますが、契約後速やかに準備を開始のうえ、営業を行っていただきます。

10. 営業に係る経費

- (1)施設使用料及び売上手数料
 - ア. 施設使用料

営業にあたっては、札幌市が算出した施設使用料をお支払いいただきます。施設使用料は、使用面積等に応じて毎年度変動いたしますが、店舗営業形態の見直しにより、令和元年度からは使用面積に変更(224.7㎡→77.7㎡)がありますので、施設使用料についても基本的にこれに応じた減額が図られる見込みです。詳細につきましてはお問合せください。(参考:平成30年度の月額施設使用料約60万円)

イ. 売上手数料

売上金額に対する手数料をお支払いいただく必要はありません。

(2) 光熱水費等の負担

飲食店等の営業にかかる以下の必要経費は、受託者の負担とします。

- ア. 光熱水費等(電気・ガス・上下水道・冷暖房費)
- イ. 使用物件等の清掃費(客席部分はパブリックスペースの位置づけですが、飲食営業を主としているため、この部分についても受託者にご負担いただきます。但し、厨房内グリストラップ清掃、客席内ワックス掛けの費用については委託者が負担いたします。)
- ウ. 塵芥処理費
- 工. 電話料、消耗品費、保健衛生費、その他営業に必要な経費
- (3) 施設・設備等の負担
 - ア. 受託者は札幌市並びに委託者が設置した現状の床面、壁面、天井面における基本内装及び什器 備品、厨房設備・機器、什器備品等を無償で使用することができます。 食器類や調理器具、消耗品 類、表示看板等は受託者にお持ち込みいただきます。
 - イ. 受託者の責によらない(自然故障、経年劣化)と認められた厨房機器の故障・破損に係る修繕または機器更新費用は委託者が負担いたします。受託者の故意・過失よる厨房設備等の故障・破損については、受託者にご負担いただきます。
 - ウ. 厨房機器の増設、改修、置き換え、内部(インテリア)改修、什器の新設は、委託者の承認に基づき 受託者の負担において行ってください。但し、使用期間が満了したとき、または使用許可が取り消さ れたときは、受託者の負担により原状回復するものとします。

11. 応募方法

2019(令和元)年10月29日(火) 必着で下記(1)~(10)の提出書類を郵便書留にて郵送してください(直接ご持参頂いても構いません)。応募にかかる費用は、申込者の負担とし、当財団は一切負担しません。

- (1) 応募申込書(様式1)
- (2) 納税証明書(法人税、事業税及び法人税につき直近3事業年度分)
- (3) 商業・法人登記簿謄本
- (4) 決算書
- (5) 会社の概要及び特徴
- (6) 経歴書
- (7) 営業所一覧表
- (8) 営業に関する資格・免許等の写し
- (9) 収支計画書
- (10) 企画提案書(ご提案いただく内容です。<u>提案書のみ10部ご用意ください。</u>) 様式は自由ですが、下記項目を必ず記載してください。

① 営業基本方針・セールスポイント

札幌市教育文化会館の雰囲気に合った魅力的な空間となるよう、また施設を利用する方や、近隣のオフィスに勤務される方を含め、幅広い層の一般市民に親しんでいただけるような方針としてください。

- ② 営業形態
 - ア. 提供する飲食のジャンル等
 - イ. 店内レイアウト

客席部分はパブリックスペースとして開放いたしますが、座席配置や座席数等について希望のある場合は、個別にご相談ください。

ウ. サービス提供方法

お客様が利用する際の具体的な流れをご提案ください。

- •注文方法
- •注文品の提供方法
- ・お会計の方法(伝票・後払い、食券など)
- 工. 運営体制
 - ・営業時間や運営に関する人員配置
 - •勤務形態
 - ・料理責任者の経歴
 - •外国人来館者への対応
- 工. 店舗名
 - ・札幌市教育文化会館に相応しい店名をご提案ください。商標権等にはご注意ください。
- ③ サービス内容
 - ア.メニュー及び価格

リーズナブルで魅力的な、利用しやすいメニュー及び価格の設定としてください。

イ. その他付帯する商品やサービス

お食事やカフェメニュー以外に、テイクアウト商品(弁当、サンドウィッチ、ファストフードなど)、菓子類、お土産品などの販売提案がありましたら盛り込んでください。

- ④ 集客・販売促進
 - ア. 集客に繋げるためのプロモーション活動

多くの方に利用していただけるよう、集客のための具体的な方策を提示してください。

(例:ホームページ、SNS、フライヤー(チラシ)、その他メディアなど)

イ. イベントの開催

来客に繋げるためのイベント企画などがありましたらご提示ください。(例:ランチバイキングなど)

12. 応募資格

次の用件すべてに該当する法人事業者に限ります。

- (1) 飲食等提供事業の営業実績が3年以上あること。
- (2) 過去3年間に食品衛生法等関係法令による行政処分を受けたことがないこと。また、これら法令を遵守する管理体制を敷くことができること。
- (3) 法人又はその代表者・役員が反社会的勢力に属さないなど、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に違反しておらず、レストラン出店者としてふさわしくない者ではないこと
- (4) 国税・都道府県税・市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 保健所等の営業許可等が受けられる見込みがあること。

13. 審査方法・プレゼンテーション

札幌市教育文化会館軽食・喫茶(レストラン)等委託事業者選定委員会(公益財団法人札幌市芸術文化 財団の職員等で構成する審査会)を設置し、企画提案書ならびにプレゼンテーションの結果をふまえて、決 定します。プレゼンテーション後の審査会は非公開で行います。

審査については、合計点数で総合的に判断し、同点の場合は審査委員会の合意により決定します。

(1) 書類審査の実施

提出された応募書類にもとづき書類審査を実施し、応募者全員に合否を通知します。

(2) プレゼンテーション及び審査等

書類審査合格者に対しては、上記14(1)の審査結果とともに、プレゼンテーションの日時を通知いたします。

(3) プレゼンテーション実施概要

①日時: 令和元年(2019)11月14日(木)を予定。(詳細時間は応募者数によって割り当ていたします。)

②会場: 札幌市教育文化会館 4階・研修室402

③時間:1社につき発表は20分以内、質疑応答は15分以内といたします。

④説明者:会場へは1社につき3名以内としてください。 説明者は業務を受託した場合の当施設に関与する方(責任者、チーフ、店長などマネジメントに関与する方)でお願いいたします。

⑤その他

ア. パソコン等必要な物件は持参してください。

イ. プレゼンテーションに使用されるOA機器のうち、プロジェクター(ケーブル含む)、スクリーン、レーザーポインター等は教育文化会館にてご用意いたします。

(但し、お持ち込みのパソコンの機種によっては、会館で用意するプロジェクターとの相性が悪く、投影出来ない場合がございますので、お持ち込みいただくことをおすすめいたします。)

- (4) 審査会後の結果は、すべての参加事業者に書面にて通知します。
- (5) 提出書類は審査の結果にかかわらず返却いたしません。
- (6) 契約締結交渉について、優先交渉権者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉します。該当業者がない場合は、再募集となる場合があります。
- (7) 公募の提案内容については、あくまでも審査材料であり、そのまま全て採用するものではありません。 決定後に当会館(当財団)と内容を協議の上、契約させていただきます。

14. 配付資料

- (1) 平面図
- (2) 厨房設備図面·什器備品
- (3) 店内図面·什器備品
- (4) 電気設備·分電盤

15. 契約にあたっての注意事項

- (1) 受託者は、自らの名義と責任をもって委託業務遂行上の一切の取引を行っていただきます。
- (2) 札幌市教育文化会館(公益財団法人札幌市芸術文化財団)は、受託者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務について、一切責任を負いません。
- (3) 受託者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできません。
- (4) 次の各号に該当するときには、契約を取り消し、または変更することがあります。
 - ① 災害、天変地異等により営業場所が使用不能になったとき
 - ② 受託者が契約条件に違反したとき

館内飲食営業 業務受託者募集要項

- ③ 受託者が応募者としての資格を失ったとき
- ④ 札幌市が公益財団法人札幌市芸術文化財団の指定管理者の指定を取り消す等の場合
- ⑤ 改修工事等により、札幌市教育文化会館が長期間の休館を要する場合

16. ご質問及び見学会の実施

(1) ご質問の受付

応募締切日前日まで随時受け付けております。原則として電子メール及びFAXのみでお受けします。 お電話でのご質問はご遠慮ください。回答準備が出来次第、随時個別に回答いたしますが、ご質問の 内容によっては、他の応募者にもお知らせする場合がございます。

●メールアドレス <u>shitumon@kyobun.org</u> ●FAX (011)271-1916

(2) 現地見学及び現地説明

応募締切日の前日まで随時可能ですが、休館日を除く9:30~11:30または、13:30~16:30の間でお願いいたします。また、ご来館にあたってはメール、FAX やお電話等でご予約ください。 ご応募の場合は、現地見学を必ずお願いいたします。



※当スケジュールは募集要項公開時点における予定であり、その後の進捗状況により前後する場合があります。